

吉川小学校、光風台小学校、東ときわ台小学校及び吉川中学校は、西地区義務教育学校の整備により統合し、令和8年4月に「とよの西学園」として現在の吉川中学校施設を改修して開校します。それに伴い、現吉川小学校、光風台小学校及び東ときわ台小学校は学校施設としての用途が廃止されるため、各小学校跡地を利活用する際の地域としての意見を整理する必要があります。

◎現状

学校跡地は、町民共有の貴重な財産であり、また、大きな敷地や施設を有しているため、その利活用は、まちの活性化や課題の解決を図るうえで、大変重要な課題です。

学校は、これまで体育館が指定避難所として指定されているほか、備蓄物資の保管場所にもなっており、地震など大規模な災害が発生した際には多くの住民が避難することが想定されます。

学校は、幅広い世代の住民の社会体育・PTA活動の拠点として活用されています。

町では、令和5年6月に公共施設再編に関する基本方針を策定し、西地区内の公共施設等を集約し、「ふれあい広場から豊寿荘周辺」に新規建設することとしています。

◎課題

学校跡地を利活用する場合、都市計画法に定める都市計画区域や用途地域、地区計画等により、それぞれ建築要件が定められており、利活用が制限されます。

人口が減少し高齢化が進む状況において、町税の減少傾向は続いており、基金の取り崩しによる財政運営が今後も続く予想されます。さらに、今後は、義務教育学校の施設整備や公共施設再編、インフラの更新等により多額の財政負担が生じることで、より厳しい財政運営が見込まれます。

跡地の利活用が決まらない場合には、そのまま施設が残ることになり、暫定的な利用はあったとしても、閉校後は学校としての用途がなくなるため、土地や建物の維持管理は必要最小限のものとなり、施設の劣化が進行することになります。

◎町の考え方

令和4年3月に策定した豊能町総合まちづくり計画に示すまちの将来像やまちづくりの方向性や都市計画法に定められた区域指定等を考慮しながら、立地条件や地域特性などについて検討する必要があります。

学校は、これまで地域住民の社会体育・PTA活動の拠点、災害時の防災拠点としての機能や役割を果たしてきたことから、跡地の利活用にあたっては、地域住民の意向やニーズを踏まえながら、そうした機能や役割の在り方や仕組みについて慎重に検討する必要があります。

他の自治体では、公共施設としての利活用について検討する事例も見られますが、公共施設は、初期投資だけでなく、維持管理や運営に相当の費用を要すること、また、町の公共施設再編に関する基本方針を踏まえると、町の公共施設としての利活用については慎重に検討する必要があります。

できる限り早期に、学校がこれまで果たしてきた機能や役割を踏まえながら、公共的・公益的な施設としての利活用や民間事業者等による利活用について検討する必要があります。

◎検討事項

基本方針の策定

- ・学校跡地の利活用に関する基本的な考え方を整理
- ・利活用に向けた検討手順を整理（ルール作り）

配慮すべき事項や機能面のあり方

- ・町として求める機能（防災）
- ・地域として求める機能（地域活動）

各学校の利活用の方向性の整理

- ・学校ごとに利活用の方向性を整理
- ・立地条件（用途地域）を考慮した検討

◎今後の進め方

第1回（8月）	・ 検討委員会の設置趣旨
	・ 町の考え方、検討事項、今後のスケジュール説明 ・ 立地条件（用途地域）、学校施設の概要説明 ・ 他自治体の事例紹介等
	↓
	地域（各小学校区の意見聴取（9～10月））
	↓
第2回（11月）	・ 基本的な考え方の整理（地域の意見を反映） ・ 各学校の利活用の方向性検討
	↓
第3回（2月）	・ 基本方針（案）の検討